

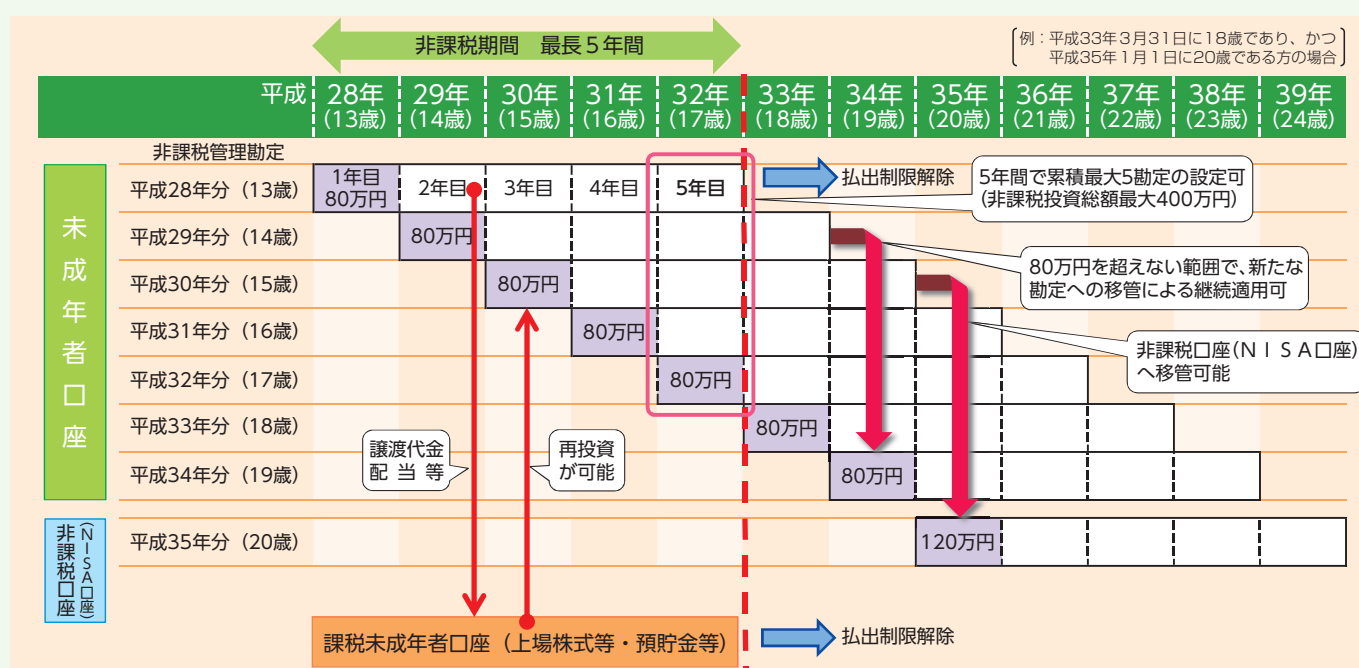
未成年者口座内の少額上場株式等に係る 配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 が始まります。

平成28年4月1日から

この非課税措置の適用を受けるためには、金融商品取引業者等に未成年者口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。

未成年者口座開設の申請手続は、平成28年1月から開始されます。

制度の概要等



非課税対象	未成年者口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において20歳未満又はその年に出生した居住者等
口座開設可能期間	平成28年4月1日から平成35年12月31日までの8年間 (口座開設の申込みは平成28年1月から可)
金融商品取引業者等の変更	変更不可(1人につき1口座のみ)
非課税投資額	1 非課税管理勘定における投資額 (①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額) は80万円を上限 (未使用枠は翌年以後繰越不可)
非課税期間	最長5年間、途中売却可 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
非課税投資総額	最大400万円 (80万円×5年間)
払出制限	その年の3月31日において18歳である年(基準年)の前年12月31日までは、原則として未成年者口座及び課税未成年者口座からの払出しは不可



税務署

平成27年10月

この社会あなたの税がいきている

1 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

ジュニアNISA（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）は、20歳未満（口座開設の年の1月1日現在）の居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）を対象として、平成28年4月1日から平成35年12月31日までの間に年間80万円を上限として未成年者口座で取得した上場株式等^(注1)について、その配当等^(注2)やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間（非課税期間）非課税となる制度です^(注3、4)。

この非課税措置を受けるためには、金融商品取引業者等に未成年者口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります（申請手続は5を参照）。

- (注) 1 上場株式等には、上場株式、上場新株予約権付社債、公募株式投資信託の受益権、上場投資信託の受益権（ETF）、上場不動産投資法人の投資口（REIT）などが含まれ、国債や地方債といった特定公社債や公募公社債投資信託の受益権などは含まれません。
- 2 未成年者口座を開設する金融商品取引業者等を経由して交付されるものに限られ、上場株式等の発行者から直接交付されるものは課税扱いとなります。
- 3 未成年者口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。したがって、その上場株式等を売却したことにより生じた損失と、未成年者口座以外の保管口座（特定口座や一般口座）で保有する上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。
- 4 平成36年以後も、既に未成年者口座で取得している上場株式等については、非課税期間を経過した日における終値に相当する金額80万円を限度として、口座を開設した居住者等が20歳になるまで非課税で保有し続けることができます。

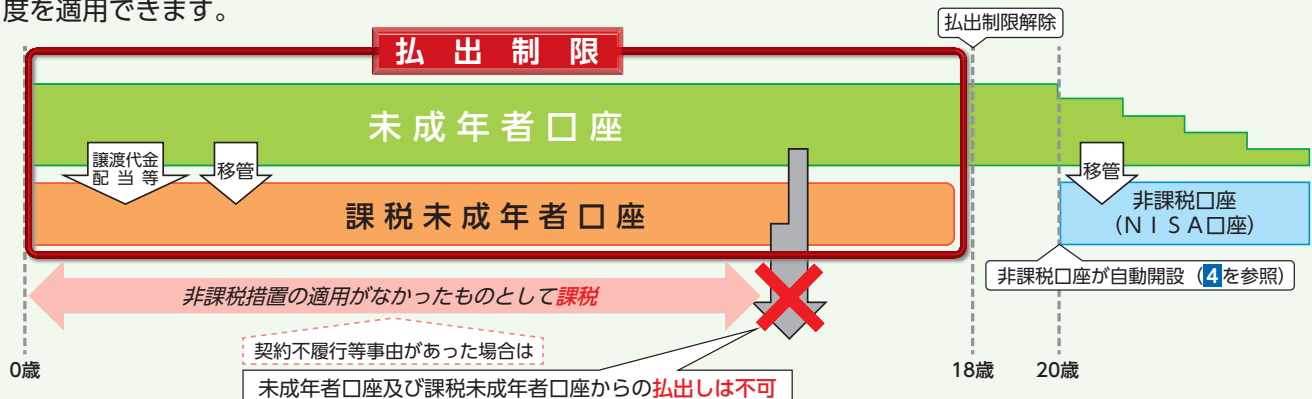
2 払出制限

- (1) 未成年者口座内の上場株式等は、未成年者口座を開設した居住者等がその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、原則として課税未成年者口座^(注1)以外の保管口座に払い出すことはできません。

また、課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その預貯金等を未成年者口座における上場株式等の取得のために払い出す場合等を除き、原則として課税未成年者口座から払い出すことはできません。

- (2) (1)に反して、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までにこれらの口座からの上場株式等の払出しなど契約不履行等事由^(3を参照)が生じた場合には、それまでに未成年者口座において生じた所得について1の非課税措置の適用がなかったものとされ、かつ、契約不履行等事由が生じた時に上場株式等の譲渡又は配当等の支払があったものとみなされて、契約不履行等事由が生じた日の属する年分の所得として課税されます^(注2)。

なお、契約不履行等事由が生じた時に未成年者口座は廃止され、その廃止の際に、譲渡又は支払があったものとみなして計算した譲渡益又は配当等に対して源泉徴収（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）がされます。また、その源泉徴収がされた未成年者口座内の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、確定申告不要制度を適用できます。



- (注) 1 「課税未成年者口座」とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等に開設した特定口座、預貯金口座等で、未成年者口座と同時に設けられるものをいいます。未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及びその上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡の対価に係る金銭その他の資産については、課税未成年者口座において管理されます。また、課税未成年者口座内の上場株式等の配当等や譲渡益は課税扱いとなります。
- 2 契約不履行等事由が生じた時に譲渡又は支払があったものとみなされて課税の対象となるのは、未成年者口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に譲渡・移管をした未成年者口座内の上場株式等又は支払を受けるべき配当等で1の非課税措置の適用を受けたもの、契約不履行等事由の基因となった未成年者口座内の上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における未成年者口座内の上場株式等です。また、譲渡があったものとみなされた上場株式等の譲渡所得等の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失はないものとみなされます。

3 契約不履行等事由

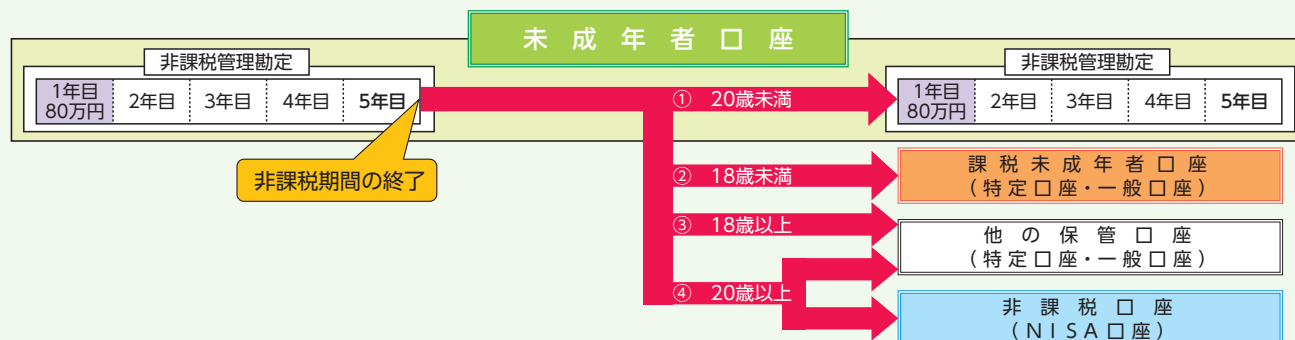
2の(2)の「契約不履行等事由」とは、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までに、これらの口座について、次に掲げる事由が生じたことなどをいいます。

未 成 年 者 口 座	課 税 未 成 年 者 口 座
未成年者口座内の上場株式等の課税未成年者口座以外の保管口座への移管等による払出し（上場等廃止事由による払出しなどを除きます。）	課税未成年者口座内の上場株式等の他の保管口座への移管等による払出し（上場等廃止事由による払出しなどを除きます。）
—	課税未成年者口座内の預貯金等の払出し
未成年者口座内の上場株式等の未成年者口座管理契約に定められた方法以外の方法による譲渡（合併、分割などによるものを除きます。）又は贈与	課税未成年者口座内の上場株式等の課税未成年者口座管理契約に定められた方法以外の方法による譲渡（合併、分割などによるものを除きます。）又は贈与
未成年者口座内の上場株式等の譲渡の対価又は配当等（合併、分割などによる譲渡の対価や発行者から直接交付される配当等を除きます。）について、その受領後直ちに課税未成年者口座に預入れ又は預託をしないこと	課税未成年者口座内の上場株式等の譲渡の対価又は配当等（合併、分割などによる譲渡の対価や発行者から直接交付される配当等を除きます。）について、その受領後直ちに課税未成年者口座に預入れ又は預託をしないこと
未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものを除きます。）	課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものを除きます。）

4 非課税期間終了後の取扱い

未成年者口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が終了した場合には、①同一の未成年者口座内の新たな非課税管理勘定に移管するか（20歳未満の居住者等に限ります。）、②非課税期間が終了する年の翌年3月31日において居住者等が18歳未満であるときは課税未成年者口座に、③非課税期間が終了する年の翌年3月31日において居住者等が18歳以上であるときは未成年者口座以外の保管口座（特定口座や一般口座）に移管することができます^(注)。

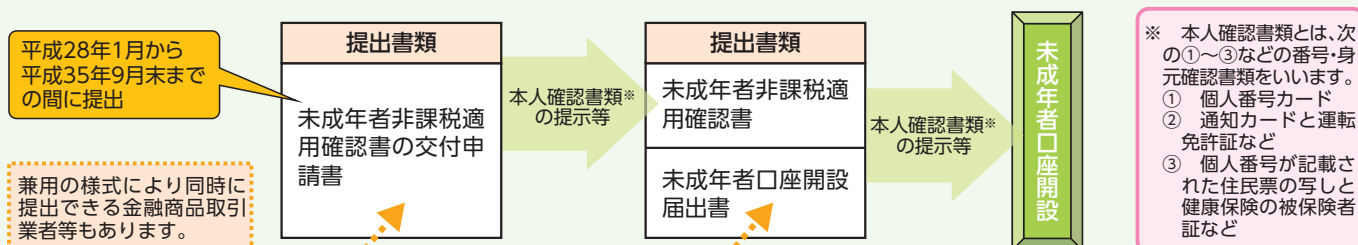
また、④平成29年から平成35年までの各年の1月1日において居住者等が20歳である場合には、同日以後は、未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所にその居住者等の非課税口座（NISA口座）が開設されたものとみなされ、未成年者口座内の非課税管理勘定において管理されていた上場株式等は、その非課税口座に移管することができます（2の図を参照）。



(注) 特定口座や一般口座に移管された上場株式等の「取得日」は「非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日」と、「取得価額」は「その5年を経過した日における終値に相当する金額」となります。

5 未成年者口座の開設に関する手続

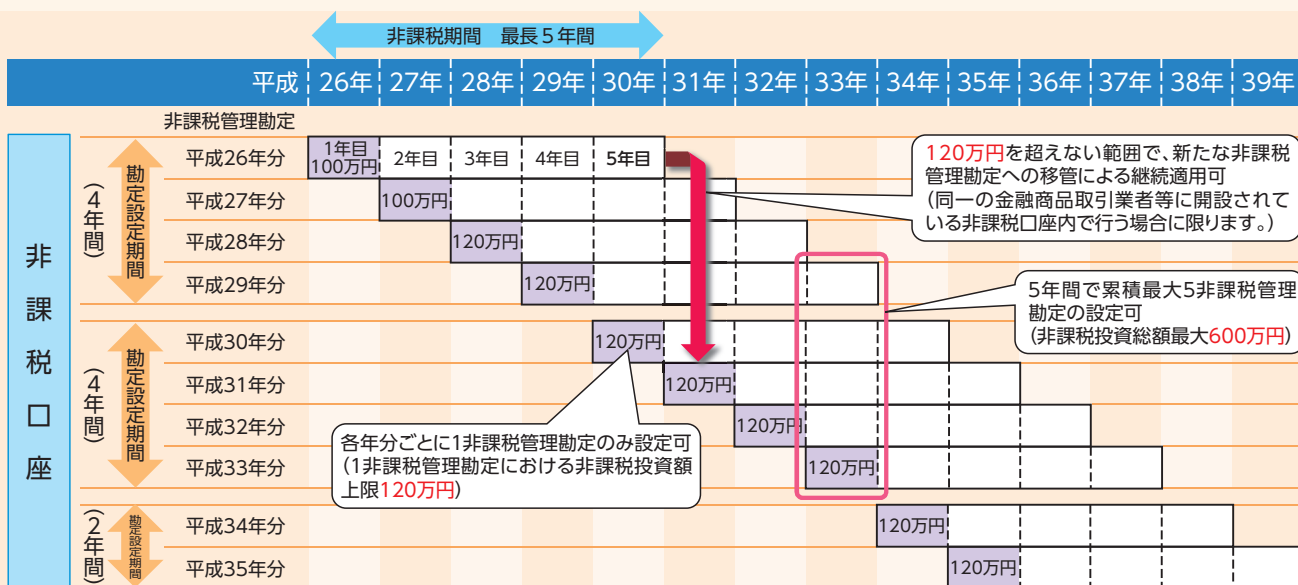
未成年者口座を開設し、非課税管理勘定を設定する場合は、金融商品取引業者等に以下の書類の提出又は提示等をする必要があります。未成年者口座は、1人につき1口座のみ開設することができます。



NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る 配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充等

- 20歳以上の居住者等を対象として、非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が非課税となるNISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)について、**平成28年1月1日以後**、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が**120万円**(平成27年分以前は100万円)になります。
- 平成28年1月1日以後、非課税口座を開設するため、金融商品取引業者等に対して「非課税適用確認書の交付申請書」及び「基準日^(注)における住所を証する書類(住民票の写し(提出日前6か月以内に作成されたもの)等)」の提出をする際、又は「非課税適用確認書」及び「非課税口座開設届出書」の提出をする際には、氏名、生年月日、住所に加え、**個人番号**の告知が必要になります。

また、平成28年1月1日前に非課税口座開設届出書を提出して非課税口座を開設した居住者等は、同日から3年を経過した日以後最初に非課税口座内の上場株式等の譲渡又は配当等の受入れをする日までに、金融商品取引業者等に対して**個人番号**を告知する必要があります。



非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
金融商品取引業者等の変更	一定の手続の下で、1非課税管理勘定(各年分)ごとに変更可
非課税投資額	1非課税管理勘定における投資額(①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額)は 120万円 を上限(未使用枠は翌年以後繰越不可)
非課税期間	最長5年間、途中売却可(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
非課税投資総額	最大 600万円 (120万円(平成27年分以前は100万円)×5年間)

(注) 勘定設定期間及び各勘定設定期間に対応する基準日は、以下のとおりです。

勘定設定期間	基準日
平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

- このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)【www.nta.go.jp/taxanswer】を提供しておりますので、是非ご利用ください。